

# 大川市議会第6回定例会会議録

令和2年12月18日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
副市長	橋本浩一
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	仁田原敏雄
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	野中貴光
健康課長	下川慎司

農業委員会事務局次長 (併) 農業水産課長補佐	相	川	曜	一
上下水道課長	佐	田	重	徳
学校教育課長	馬	渕	嘉	臣
監査事務局長	岡		貴	代美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	石	橋	英	治
議会事務局書記	和	田	孝	紀
議会事務局書記	近	藤	美	和子
議会事務局書記	高	口	絵	美

4. 付議事件

- 1. 委員長報告
- 1. 質疑・討論・採決
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 閉会の宣告

---

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで12月11日の一般質問に関して、下川健康課長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。下川健康課長。

○健康課長（下川慎司君）

12月11日の永島幸夫議員の一般質問の中で老人福祉センターのエアコン工事の答弁におきまして、説明が不足しておりましたので、ここで補足の説明をさせていただきます。

答弁の中で工事費を50万円支出している旨お答えいたしました。正確には50万円の当初予算では不足をいたしましたので、ほかの科目から流用し、119万9千円を支出してござい

す。

説明は以上でございます。

#### ○議長（川野栄美子君）

次に、総務委員会に付託しておりました議案第88号 令和2年度大川市一般会計補正予算外3件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

#### ○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第88号 令和2年度大川市一般会計補正予算外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第88号 令和2年度大川市一般会計補正予算について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものであり、この概要は次のとおりであります。

総務費には、国県支出金等過年度分返還金4,347万4千円、民生費には、障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託料154万円、障害者自立支援給付費6,272万5千円が計上されております。

衛生費には、健康かるてシステム改修業務委託料等263万5千円、清掃センター集塵機機能向上整備工事費1,043万2千円、農林水産業費には、被災農業復旧支援事業費補助金1,593万1千円、スマート農業推進強化事業費補助金655万円等、計2,372万2千円が計上されております。

商工費には、プレミアム商品券発行事業補助金1,000万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は、1億5,452万8千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当することとあります。

繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない新田漁港改修事業について、翌年度への繰越しを行うものであります。

また、地方債の補正につきましては、廃棄物処理施設整備事業について、事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行うものであります。

委員会では、2款1項15目諸費の内訳及び返還時期についてただしましたところ、過年度分返還金については、子ども未来課関係が全部で16件である。主なものは、まず、平成31年度子どものための教育保育給付費負担金返還金で、保育所や認定こども園の施設型給付費として、国県から給付を受けており、例年8月に国県に交付申請及び翌年度の5月に実績報告を行い、今回の補正予算成立後、年度末までに1,291万3千円を返納する予定となっております。次に、障害児入所給付費等国費負担金及び県費負担金も、先ほどの施設型給付費とスケジュールは大体同じで、国県への返納額は、1,631万6千円を予定している旨の答弁がなされました。

次に、7款1項2目商工業振興費のプレミアム商品券発行事業補助金に関し、販売日及び発行総額をただしましたところ、販売日は、2月3日から5日までの3日間の予定で進められており、発行額は、1億2,000万円である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第92号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議について並びに議案第93号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分に関する協議についての2議案は、関連しており、一括して審査を行いましたので、一括して御報告をさせていただきます。

両案は、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更に伴い、同組合同規約の変更及びこれに伴う財産処分に関し、関係市町と協議することについて、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、久留米広域市町村圏域の事務事業の整理については、同じ市町で構成されている当該事務組合と連携中枢都市圏の2つの枠組みが存在しており、国は連携中枢都市圏を中心とした広域行政施策を推進しているとのことであります。

このように類似目的の事業も、連携中枢都市圏、他の広域行政である県南総合開発会議、各期成会や各市町で実施されており、現在の組合事務局の要員や予算では事業の拡充が困難であること、さらには、平成31年4月に大川市消防本部が、久留米広域消防本部に広域化されたこと等に伴い、事務事業の整理に至っている経緯があるとのことであります。

具体的には、ふるさと振興事業を、連携中枢都市圏を中心に取り組むことで、振興主査を

廃止し、現行の5人体制を、令和3年度から3人体制に変更すること。また、ふるさと振興事業の廃止に伴い、同組合ふるさと振興事業特別会計余剰金は、同組合の一般会計に編入されること。さらには、久留米広域ふるさと振興基金に属する財産は、各出資市町の出資割合に応じ、関係市町に帰属させることなど、説明がなされたところであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第92号並びに議案第93号の両議案は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号 令和2年度大川市一般会計補正予算について、御報告を申し上げたいと思います。

説明によりますと、今回の補正は、国の新たな新型コロナウイルス対策のうち、低所得のひとり親世帯を対象とした臨時特別給付金の再支給について、年内に支給を実施するもので、その概要は次のとおりであります。

民生費には、ひとり親世帯臨時特別給付金事業1,831万2千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は、1,831万2千円ですが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第88号 令和2年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 令和2年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第85号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

#### ○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第85号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第85号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、子ども医療費の助成について、県全体の底上げを図り、一定の水準を確保するため、福岡県子ども医療費支給制度が改正されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

現在、子ども医療費については、県の子ども医療費支給制度による補助を受けて助成を行っているが、来年4月から県の補助対象年齢の引上げが行われる予定なので、県の方針に沿って助成の対象の拡充を図るものであります。

内容といたしましては、今回改正を行う中学生については、本来3割の自己負担で、現在の県の補助はなく、市単独の助成として、入院された場合に1日500円の月7日までの自己負担を上限とし、それを超えた額を市が助成しているが、今回の県の見直しにより、来年度から、中学生の入院及び通院が補助対象となるため、通院の場合に、月1,200円の自己負担を上限とし、それを超えた額を助成して、自己負担の軽減を図るとのことです。

委員会では、まず、県の補助割合についてただしたところ、県の補助は2分の1であり、残り2分の1は市の負担である旨の答弁がなされました。

次に、医療費は自己負担の上限額までの支払いでいいのかただしたところ、県内の医療機関は自己負担の上限額以上を支払う必要はないが、県外の医療機関については、一旦、医療費を支払った後に、市役所で払戻しの手続きが必要である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、福岡県子ども医療費支給制度の改正に伴い、福岡県重度障がい者医療費支給制度についても改正が行われたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、今回の改正により、中学生以上65歳未満のうち、中学生の入院の自己負担について、現在、1日500円の月20日を上限としているものを、1日500円の月7日を上限とし、自己負担の軽減を図るとのことです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号 大川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、御報告申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正における租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、文言の整理として、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、また、延滞金の計算の前提となる割合を「平均貸付割合」に改正するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第90号 指定管理者の指定について、御報告申し上げます。

本案は、大川市養護老人ホーム明光園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、公募が原則であるが、これまでの経過を踏まえ、施設の性格や設置目的、業務の特殊性や専門性などから、公募によることが適当でないと考えられるため、「指定管理者の公募によらない事由について」及び「公募によらない指定管理者の再指定に関する指針」に基づき検討した結果、現在の指定管理者である社会福祉法人大川医仁会においては、指定管理者としての評価も高く、適切な管理運営に努められており、利用者本位に立ったサービスが提供できるよう創意工夫されていること等から、「大川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第3条第1項第7号に該当するものとして、今回も指定管理者の公募を行わず、社会福祉法人大川医仁会を指定管理者に再指定することとあります。

委員会では、大川医仁会はどのような法人なのか、また、指定管理料は幾らなのかただしたところ、大川三瀨医師会の中で、大川医会という組織がつくられ、その組織が中心となって、社会福祉法人大川医仁会が設立されている。指定管理料については、昨年度の決算額が1億683万6,313円である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について、御報告申し上げます。

本案は、大川市斎場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であり、選考において



は、最終的に1社のみ申請となったが、内部委員6名と外部委員2名で構成される指定管理者選定委員会において、業者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づき審査した結果、有限会社公倫が指定管理候補者に選定されたとのことであります。

委員会では、どのような審査基準があるのかただしたところ、いろいろな項目があるが、例えば、指定管理者の効果が最大に発揮されているか、適正にかつ確実に管理を行うことができるかなどの項目が細かく設定されており、それに基づき採点している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長報告は終わりました。

これから文教厚生委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第85号 大川市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 大川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第94号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

#### ○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されておりました議案第94号 市道路線の廃止について、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止は、下木佐木地区の2路線であります。

説明によりますと、廃止予定の広木1号線及び広木3号線は、県道柳川城島線の広木橋から花宗川下流左岸側に入ったところに位置しております。

今回、この2路線は、花宗川改修事業の用地買収に伴い、一部が事業用地となることから、一般交通の利用はなく、隣接する土地所有者の個人利用のみとなっていることから、関係者の同意を得て、市道認定を廃止するものであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

#### ○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第94号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番龍誠一君、6番内藤栄治君、以上2名を指名いたします。

以上で、本定例会の議事は、全て終了いたしました。

ここで、御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る7日に招集されて以来、議員各位の熱心な審議、また、執行部の温かい配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを、厚く御礼を申し上げます。

本年を顧みますと、何といたしまして、新型コロナウイルス感染症でございます。年末年

始を控え、三大都市圏をはじめ、感染拡大の止まらない地域が広がり、医療体制の逼迫も懸念されています。個別の地域対応ではどうすることもできず、経済への多大な影響は分かっていますが、Go To トラベルの全国停止の措置が取られる事態となってしまいました。

ウイルスがもたらす感染症は不安と恐れがあります。ウイルスは見えません。薬やワクチンの開発もまだまだです。分からないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、振り回されてしまうことがあります。それらは、私たちの心の中で膨らみ、気づく力、聴く力、自分を支える力を弱め感染していきます。それでも立ち向かって乗り越えなければなりません。

このように、これまで経験したこともないような危機の中の一年ではありましたが、大川市においては、4月には市内中学校の統合がなされ、2つの新しい中学校が開校し、将来を担う子どもたちの教育環境が整備されました。

また、国際医療福祉大学大川キャンパスには、薬学部が新設され、さらに学生で活気あふれるまちになるものと願っております。

そして、10月には、倉重市長の2期目がスタートいたしました。1期目の出会いと貴重な経験を生かされた市政運営を期待するものであります。

大川市議会といたしましても、本市の発展、さらなる活性化に向け、一致協力して取り組んでいかななくてはなりません。議員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

また、私たち議員は、今なぜここにいるのか、このことを深く考え、よりよい活動をしてまいりましょう。

今年も余すところ、残り僅かになりました。

皆様におかれましては、新型コロナやインフルエンザにも十分に留意され、御自愛いただき、輝かしい新年が迎えられるよう、また、来年が平穏な一年となりますよう、心から祈念申し上げまして、挨拶といたします。

なお、ここで、市長からの発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

#### ○市長（倉重良一君）

皆様おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様には、この議会に提案をいたしました全ての議案につきまして、

慎重御審議の上、御議決賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、今回の議会は、隣に座っています橋本副市長の人事案件につきましても、御同意をいただきました。4月に就任をいたしました内藤教育長とともに、そして、私も10月の選挙以来初めての議会ということでございます。今後、この新たな体制でもって本市の課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど議長からもございましたが、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が報告をされております。本市におきましては、9月を最後に感染の確認がされておられませんけれども、市民の皆様、全ての皆様が健やかで心穏やかな年末年始を過ごされますこと、そして、よいお年をお迎えいただきますことを心より願ひまして、今後の市政運営におきましては、議員の皆様のお理解と御協力を切にお願い申し上げます。簡単でございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

**○議長（川野栄美子君）**

これにて、令和2年第6回大川市議会定例会を閉会いたします。

**午前10時3分 閉会**

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 龍 誠 一

大川市議会議員 内 藤 栄 治